○国土交通省令第十四号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項及び第九十一条の規定に基づき、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定重要設備） **第一条**　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～四　（略） 五　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業　特定港湾（同法第二条第四項に規定する港湾であって、前年までの過去三年間における一年当たりのコンテナ取扱量の平均が八十万個以上であるものをいう。次条第五号において同じ。）におけるコンテナ埠頭において使用される情報処理システムであって、次に掲げる機能の全てを有するもの イ　船舶へのコンテナ貨物の積込に関する計画を作成する機能 ロ　コンテナ貨物の配置に関する計画を作成する機能 ハ　コンテナ貨物の配置の状況の管理を行うための機能 六　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（次条第六号イにおいて「国際航空運送事業」という。）及び同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業（同号ロにおいて「国内定期航空運送事業」という。）飛行計画を作成する機能を有する情報処理システム 七　空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下この号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業　特定空港（空港法第四条第一項各号に掲げる空港であって、令和元年度の航空機の旅客数の合計が一千万人以上であるものをいう。次条第七号において同じ。）において使用される飛行場灯火（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四条第二号に規定する飛行場灯火をいう。）の光度を速やかに制御できる装置（電流を調整する機能を有する部分に限る。）	（特定重要設備） **第一条**　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～四　（略） （新設）

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一～四　（略）

五　前条第五号に掲げる事業　当該事業を行う者であって、特定港湾におけるコンテナ埠頭においてコンテナ貨物を取り扱うものであること。

五　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（次条第五号イにおいて「国際航空運送事業」という。）及び同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業（次条第五号ロにおいて「国内定期航空運送事業」という。）飛行計画を作成する機能を有する情報処理システム

六　空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下この号及び次条第六号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業　飛行場灯火（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四条第二号に規定する飛行場灯火をいう。）の光度を速やかに制御できる装置（電流を調整する機能を有する部分に限る。）

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一～四　（略）

（新設）